

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経006
- (2) 調達件名及び数量 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科健康発達医学寄附講座におけるシングルセル RNA シークエンス解析／TCR レパトア解析
- (3) 請負完了期限 令和3年3月31日
- (4) 請負場所 受注者の保有する施設において行うものとする。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話番号：06-6879-3167
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年12月21日(月) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

【一般事項】

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科健康発達医学寄附講座における
シングルセル RNA シークエンス解析／TCR レパトア解析
2. 請負完了期限 令和3年3月31日
3. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
4. 代金の支払 請負代金は請負の完了確認後当該月の翌々月末までに支払うものとする。

【特記事項】

1. 受注者は別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理
課外部資金第二係へ提出するものとする。
3. 業務において必要な施設、用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。
4. 受注者は、業務上知り得た機密事項を一切他に漏らしてはならない。
5. その他本仕様書に定めのない事項に際して疑義が生じた場合には、その都度担当者と協議
のうえ業務を遂行するものとする。

別紙

【詳細仕様】

受注者は以下のとおり、業務を行うものとする。

1. 業務の背景及び目的

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、新規の感染症に対するワクチンであり、感染症ワクチンとして新しいモダリティを用いることが考えられる。摂取後の被験者に成立する免疫の定量的評価が重要であるが、免疫は不均一な細胞集団であるため、被験者ごとに異なる個々の細胞の機能、表現型を探索するために1細胞レベルでの統合的オミックス解析が重要である。今回、DNAワクチン投与後の被験者から得られたヒト末梢血由来免疫細胞に対し、ワクチン摂取後に活性化するT細胞を詳細に解析することで、ワクチンに反応しているT細胞クロノタイプと遺伝子発現サブセットを特定し、ワクチンによる細胞性免疫応答を明らかにするため下記のとおりシーケンス解析を行う。

2. 業務詳細

シーケンス業務

- ①シングルセルRNAシーケンス
 - ②シングルセルTCRレパトア解析
- } 40検体

※①②とも5検体ずつhashtag抗体でまとめて試験を行うものとする
バイオインフォマティクス解析 40検体

3. 作業内容

以下の項目 (1) ～ (7) を実施する。

- (1) 本学で細胞をFACSソート後、Totalseq抗体を加えて10x Genomics Chromium Single Cell Controller を使用し細胞をシングルセル化する。
- (2) qPCR 法でライブラリーのモル濃度を測定する。
- (3) Fragment analyzer でフラグメントサイズを測定する。
- (4) Qubit でライブラリー濃度を測定する。
- (5) Short read sequencer (例: illumina HiSeq/NovaSeq, MGI DNBSEQ-G400 等) で1試験あたり3億ペアリードのシーケンシングを行う。
- (6) Cell Ranger(10x Genomics)または同等の解析を実施。1試験あたり5,000細胞以上、中央値1,000遺伝子/細胞以上の遺伝子を検出することを確認する。
- (7) Seuratを用いたバイオインフォマティクス解析(QC、フィルタリング、UMAPクラスタリング、T細胞タイピング及び、T細胞レパトアクラスタリング、遺伝子発現とレパトアの統合解析)を行う。

いずれの業務においても提供検体が輸送時に品質劣化することを避けるために、日本国内

において業務を実施するものとする。

4. 発注者からの提供物

ヒト末梢血免疫細胞 80検体、Totalseq抗体

5. 納品物

Fastqファイル

Cell Ranger解析結果（HDD納品）

6. 納入場所

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 健康発達医学寄附講座

以上

見 積 書

調達番号：医経006

調達件名：国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科健康発達医学寄附講座におけるシングルセル RNA シーケンス解析／TCR レパトア解析

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科健康発達医学寄附講座におけるシングルセル
RNA シーケンス解析／TCR レパトア解析

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 森井 英一と受注者 と
の間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 GCP 省令に基づく契約が必要な場合は、別途締結するものとする。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第4条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第5条 業務は、受注者の保有する施設において、これを行うものとする。
- 第6条 請負期限は、令和3年3月31日までとする。
- 第7条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第8条 請負代金は1回に支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 受注者は、この契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。
- 第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者
大阪府吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 森井 英一 印

受注者
(住 所)
(法人の名称又は商号及び代表者氏名) 印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。